

「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

(総 則)

第1条 この規程は、「特定非営利活動法人函館市体育協会（以下「本会」という）及び加盟団体における倫理に関するガイドライン（以下「倫理に関するガイドライン」という）」が提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という）に対応する体制を整備するため「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という）設置に関することを定める。

(体制・担当)

第2条 相談窓口は本会総務委員会（以下「委員会」という）の下に置き、その事務は本会事務局が所掌し、事務局長が対応するものとする。

(相談内容の範囲)

第3条 相談窓口は、「倫理に関するガイドライン」に掲げる次の相談等に対応することができるものとする。

- (1) 身体的・精神的暴力行為等に関する事。
- (2) 身体的・精神的セクシュアル・ハラスメントに関する事。
- (3) 身体的・精神的パワー・ハラスメントに関する事。
- (4) ドーピング防止及び薬物乱用に関する事。
- (5) 不適切な経理処理及び不正行為に関する事。
- (6) 代表選手及び役員を選考に関する事。
- (7) その他、法令違反行為に関する事。

2 相談窓口では、前項の(1)から(7)以外の事案については対応しないものとする。

(相談等の方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会のいずれも可能とする。

2 前項の利用方法は、本会ホームページや広報誌「スポーツ in はこだて」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(手 続 き)

第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談等を受けた旨、速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。

2 事案の相談等を受けた場合、相談窓口は速やかに本会事務局長、当該加盟団体等に報告し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。

3 報告を受けた本会事務局長及び当該加盟団体等は、相談等に関する事実の確認・調整にあたり、適切な対応について連携協力をするものとする。

4 相談窓口は、事案及びその確認並びに対応結果について、委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

5 委員長は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとする。

6 委員長は、審議の内容を会長に具申するものとする。

7 委員長は、相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを相談者に提案するものとする。

(情報の保護)

第6条 相談等に対応する役職員並びに委員会委員は、正当な理由なく、相談等の内容を開示してはならない。

(対応者の責務)

第7条 相談等を受けた役職員は、法令及び本会諸規程に基づき、誠実に対応するように努めなければならない。

(補 則)

第8条 その他相談窓口について必要な事項は、委員会で定める。

附則1

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。